

建築関係

	名 称	負担区分		備 考
		公社	入居者	
1	天井補修 塗装・クロス	○		・下地を含む場合は公社負担
		○		・建築物・設備の不具合に起因する漏水等によるカビ・汚れは公社負担
			○	・経年劣化や結露によるカビ・汚れ・はがれ・傷等は入居者負担
2	内壁補修 塗装・クロス	○		・下地を含む場合は公社負担
		○		・建築物・設備の不具合に起因する漏水等によるカビ・汚れは公社負担
			○	・経年劣化や結露によるカビ・汚れ・はがれ・傷等は入居者負担
3	外壁補修 塗装	○ ○		
4	床 補修	○		
5	畳 床 表 へり	○	○	・建築物・設備の不具合に起因する漏水等による汚損の場合は公社負担
			○	・建築物・設備の不具合に起因する漏水等による汚損の場合は公社負担
6	階段	○		
7	台所 ア 流し台交換・補修 イ 吊戸棚交換・補修 ウ 水切棚交換・補修	○		
		○		
		○		
8	換気レジスター	○		
9	襖		○	・経年劣化による本体交換の場合は公社負担(貼替不可能時) ・建築物・設備の不具合に起因する漏水等による場合は公社負担 ・経年劣化による表紙の貼り替えは入居者負担

	名 称	負担区分		備 考
		公社	入居者	
10	玄関扉 ア 扉本体(ドア枠含む) イ ドアクローザー、ドアーム ウ ドアスコープ、ドアチェーン エ 鍵及びシリンダー オ 郵便受、新聞受箱 カ 蝶番 キ 戸当たり ク エアタイトゴム ケ ドアノブ等	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○	・ボックスタイプ(箱錠)で本体交換が必要な場合公社負担、 経年劣化、紛失や入居者の都合による場合入居者負担
11	木製窓・木製扉 ア 本体(枠含む) イ 締りハンドル、金具 ウ ガラス、パテ エ ねじ締り(鍵) オ 引手 カ レール キ 戸車 ク 網戸	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○	・暴風等自然災害や盗難被害等による破損は公社負担
12	アルミサッシ ア 本体 イ 小窓締り ウ ガラス ビート エ 引き手 オ クレセント カ 戸車 キ レール ク 網戸	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○	・暴風等自然災害や盗難被害等による破損は公社負担
13	浴室扉等 ア 本体修繕 イ ドアパネル ウ ガラス ビート エ 引き手 オ クレセント カ 戸車 キ レール ク ドアノブ、鍵	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○	・暴風等自然災害や盗難被害等による破損は公社負担 ・紛失や入居者の都合による場合入居者負担

	名 称	負担区分		備 考
		公社	入居者	
14	屋根	○		
15	雨樋	○		
16	ベランダ	○		
17	集合郵便受	○		

電気設備

	名 称	負担区分		備 考
		公社	入居者	
1	配電盤、ブレーカー	○		・エアコン用ブレーカー増設は入居者負担
2	配線	○		
3	照明器具 ア 本体 イ カバー ウ 電球	○ ○	○	・故意過失による破損は入居者負担
4	スイッチ	○		
5	コンセント	○		・エアコン専用コンセント増設は入居者負担
6	玄関呼び鈴	○		・入居者設置のものは入居者負担
7	ケースウェイ	○		
8	テレビ共聴設備	○		
9	レンジフード	○		・レンジフード内電球交換は入居者負担
10	換気扇		○	・公社設置品のみ公社負担
11	インターホン	○		・入居者設置のものは入居者負担
12	自動火災報知設備 住宅用火災警報器	○ ○		

給排水設備

	名 称	負担区分		備 考
		公社	入居者	
1	受水槽	○		
2	給水管	○		
3	水栓	○		
4	排水管 ア 詰まり イ 補修 ウ 清掃	○	○ ○	
5	陶器類(洗面器、 トイレ便器、トイレタンク)		○	
6	トイレ部品 ア タンク内付属部品 イ トイレ便座	○ ○		・故意過失による破損は入居者負担
7	屋外排水管 ア 側溝、枳 イ U字溝 ウ 暗渠管	○ ○ ○		<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> 清掃は自治会等 </div> ・暗渠管の清掃は公社負担

ガス設備

	名 称	負担区分		備 考
		公社	入居者	
1	配管	○		
2	ガスコック	○		
3	給湯器	○		・玄関外、ベランダまたは浴室に設置されているもの ・入居者が設置したものは入居者負担
4	風呂釜		○	・公社設置品のみ公社負担
5	瞬間湯沸かし器		○	・台所内に設置されるもの

共同施設

	名 称	負担区分		備 考
		公社	入居者 又は 自治会等	
1	公園、遊具 ア 補修 イ 清掃	○	○	自治会等
2	自転車置場 ア 補修 イ 清掃	○	○	自治会等
3	フェンス	○		
4	樹木 緑地(草刈り等)	○ ○	○ ○	概ね樹高3mを超える高木の剪定は公社負担、 3m未満の中・低木は自治会等管理 斜面地、受水槽フェンス内、簡耐空家の庭は公社負担 敷地内の平地は自治会、専用庭は入居者
5	ゴミ置場	○		清掃は自治会等
6	集会場	○	○	各修繕に準ずる
7	外灯 ア 電球交換 共用廊下、階段、自転車置場 ア 蛍光ランプ交換	○ ○	 ○	

【注意】

負担区分により公社負担となる場合でも、入居者(使用者)の責任となる故意・過失による場合の修繕は全て入居者の負担となります。

入居者で設置したものは、基本入居者負担となります。